

公益財団法人広島スポーツ文化財団

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人広島スポーツ文化財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、スポーツ文化の発展等のために助成等を行い、併せてその基盤たる地域活性化、社会福祉、芸術文化、国際交流その他の公益の増進を図ることで、もって我が国の持続的な発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ文化の発展等に寄与する事業を行う団体・個人に対する助成
- (2) 次に掲げる前号の基盤となる公益の増進に寄与する事業を行う団体・個人に対する助成
 1. 地域社会の活性化に寄与する事業
 2. 社会福祉の充実に寄与する事業
 3. 芸術文化の発展に寄与する事業
 4. 教育学習の改善に寄与する事業
 5. 国際交流の深化に寄与する事業
 6. 災害復興の促進に寄与する事業
- (3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(設立者の拠出する財産及びその価額)

第5条 この法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

- 設立者 株式会社広島東洋カープ
- 現金 10,000,000 円

(基本財産)

第6条 前条記載の財産は、いずれもこの法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として特定された基本財産とし、かつ、この法人が公益認定を受けた場合には、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

- 2 前項の基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。基本財産の全部又は一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会において議決に加わることでできる理事及び評議員の各3分の2以上に当たる多数の承認を得なければならない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年11月1日に始まり、翌年10月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の決議を経て、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に、評議員3名以上を置く。

- 2 評議員のうち、1名を議長とする。議長は、評議員会において評議員の互選により選任する。議長は、議長代行を指名することができる。

(評議員の選任及び解任)

第 12 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会の議決により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

ア. 当該評議員及びその配偶者又は三親等以内の親族

イ. 当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ. 当該評議員の使用人

エ. イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

オ. ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ. イからエまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

ア. 理事

イ. 使用人

ウ. 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ. 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

(ア) 国の機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

(エ) 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

(オ) 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員のうちには、理事のいずれか 1 名とその親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第 13 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した

評議員の任期の満了までとする。

- 3 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 14 条 評議員は、無報酬とする。但し、その職務を執行するために必要とする費用については別途支払うことができる。

第 5 章 評議員会

(設置及び権限)

第 15 条 この法人に評議員会を設置する。

- 2 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 3 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 役員等の報酬及び費用弁償等に係る規程の策定又は変更
- (4) 定款の変更
- (5) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 カ月以内に開催する。

- 3 臨時評議員会は、いつでも招集することができる。

(招集)

第 17 条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

- 3 前項による請求があったときは、理事長は、遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第 18 条 理事長は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催できる。

(定足数)

第 19 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 25 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することができる。

(決議の省略)

第 21 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 22 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 23 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、理事長が議事録を作成し、評議員会議長及び理事長がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名し、評議員会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

2 前々条の規定により評議員会の決議があったものとみなされた場合には、その日から 10 年間、同条の書面をこの法人の主たる事務所に備え置く。

(評議員会規則)

第 24 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

第 6 章 役員

(役員)

第 25 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事：3 名以上
- (2) 監事：2 名

2 理事のうち 1 名を理事長とし、常務理事を 1 名置くことができる。

3 理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常

務理事をもって同法第 197 条が準用する第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 26 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会において選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各理事について、次のアからカに該当する理事の合計数が理事の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。
 - ア. 当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族
 - イ. 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ウ. 当該理事の使用人
 - エ. イ又はウに掲げる者以外の者であつて、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - オ. ウ又はエに掲げる者の配偶者
 - カ. イからエまでに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
 - (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する理事の合計数が理事の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。
 - ア. 理事
 - イ. 使用人
 - ウ. 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - エ. 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - (ア) 国の機関
 - (イ) 地方公共団体
 - (ウ) 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - (エ) 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
 - (オ) 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
 - (カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 5 前項の規定は、監事について準用する。
- 6 理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。
- 7 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはなら

ない。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 25 条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 30 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員の報酬等)

第 31 条 役員は、無報酬とする。但し、その職務を執行するために必要とする費用を別途支払うことができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 32 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 34 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項の決議にあたっては、理事総数の 3 分の 2 以上の承認を得ることとする。

- (1) 定款の変更
- (2) 合併又は事業の全部の譲渡
- (3) 所有する株式又は出資に係る議決権の行使

3 第 1 項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 197 条において準用する同法 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 この法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(解散)

第 39 条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消しに伴う贈与)

第 40 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金)

第 42 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 10 章 補則

(委任)

第 44 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、理事長が別に定める。